

京都市地球環境・エネルギー政策推進本部規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第104号

京都市地球環境・エネルギー政策推進本部規則の一部を改正する規則

京都市地球環境・エネルギー政策推進本部規則の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号及び第3号を削り、同項第4号を同項第2号とし、同号の次に次の2号を加える。

(3) 文化芸術政策監

(4) 危機管理監

第6条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)